

## 【出席停止について】

学校保健安全法に基づく「出席停止」とは、

『**学校長の判断で、「学校において予防すべき感染症」にかかっている、かかっている疑いがある、かかるおそれのある児童の出席を停止させること**』

を言います。

これに伴い、以下の場合においては「出席停止」といたします。

- ①分散登校期間の授業がない日
- ②児童に発熱等の風邪症状が見られる場合
- ③児童に発熱等の風邪症状が見られ、早退した場合
- ④児童に感染の可能性が疑われる場合
- ⑤コロナワクチンの接種後、副反応による体調不良が児童にみられる場合

その他、以下の場合においても、学校長が「出席をしなくてもよい日」と判断し、「出席停止」扱いといたします。

- ①「感染が心配で休ませたい。」等の連絡が保護者からあった場合
- ②児童がコロナワクチンを接種する場合

何か心配なことがありましたら、学校まで御連絡をお願いいたします。